

# 町田市青少年問題協議会条例

昭和 33 年 10 月 1 日  
条例第 38 号  
子ども生活部子ども総務課

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基づき、町田市長の附属機関として青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び次に掲げる者につき市長が任命又は委嘱する委員 28 人以内をもって組織する。

- (1) 市議会議員 5 人以内
- (2) 学識経験者 16 人以内
- (3) 関係行政庁の職員 5 人以内
- (4) 市の職員 2 人以内

(委員の任期)

第 3 条 前条第 2 号の委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長の権限並に副会長の設置及び権限)

第 4 条 会長は市長とし、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 協議会に副会長をおく。
- 3 副会長は委員が互選する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長がともに事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第 5 条 協議会は市長が招集する。

(定足数及び表決権)

第 6 条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

以下(附則)は省略します。